

議第2号

下呂市地域公共交通網形成計画策定に向けた分科会設置要綱（案）について

下呂市地域公共交通網形成計画策定に向けた分科会設置要綱（案）について、別紙のとおり承認を求める。

平成29年5月11日

下呂市地域公共交通会議
会 長 服 部 秀 洋

【提案理由】

下呂市地域公共交通網形成計画策定のため

○下呂市地域公共交通会議分科会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 下呂市地域公共交通会議設置要綱（平成27年下呂市告示第24号。以下「要綱」という。）第9条の規定により、下呂市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の補助機関として、特定地域の取り組み、又は専門的な調査及び検討を行う下呂市地域公共交通会議分科会（以下「分科会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 分科会は交通会議会長の命による事項を調査、検討する。

（組織）

第3条 分科会は、分科会長（以下「会長」という。）、副分科会長（以下「副会長」という。）及び分科会員若干人をもって組織する。

- 2 会長は、分科会員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 4 分科会員は、交通会議委員から交通会議会長が命ずる者若干人をもって充てる。

（会長）

第4条 会長は、分科会を総理する。

- 2 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 分科会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 分科会の会議の記録は、会長があらかじめ指名した分科会員が行う。

（報告）

第6条 分科会において調査、検討した事項は、交通会議へ報告する。

（庶務）

第7条 分科会の庶務は、会長の指名する者が行う。

（報償費）

第8条 分科会員には、要綱第11条の規定により謝礼を支給する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が分科会会議に諮り定める。

下呂市地域公共交通網形成計画策定に向けた分科会の設置について（案）

①現況公共交通網に関する分科会

- ◆調査事業における調査内容の検討
- ◆現況公共交通網の見直し ほか

②交通脆弱地域に関する分科会

- ◆交通脆弱地域における既存路線の妥当性の検証
- ◆各交通機関の適切な役割分担に基づいた最適かつ持続可能な交通体制の構築 ほか

③交通弱者に関する分科会

- ◆免許返納者に対する施策の検討
- ◆身体的要因による交通弱者対策（福祉タクシーまめなカー）の検証と改善 ほか

④広域連携に関する分科会

- ◆郡上市との連携（直通バスの検討、中継時刻・場所の整備ほか）
- ◆中津川市との連携（直通バスの検討、中継時刻・場所の整備ほか） ほか